

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項、第二十一条第一項第一号並びに第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

ル 出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット未満である風力発電所の設置の工
---------------------------------	--------------------------------------

ル 出	ある	事	の	電	池
-----	----	---	---	---	---

別表第一の五の項中

	ヲ 出力が一万キロワット以上で ある発電設備の新設を伴う風力 発電所の変更の工事の事業
事の事業	出力が七千五百キロワット 以上一万キロワット未満で ある発電設備の新設を伴う 風力発電所の変更の工事の 事業

を

力が四万キロワット以上で

出力が三万キロワット以上

ヲ 出	ある 事業	カ 出 ある 発電
--------	----------	--------------------

<p>太陽電池発電所の設置の工 事業</p>	<p>四万キロワット未満である 太陽電池発電所の設置の工 事 事業</p>
<p>力が四万キロワット以上で 発電設備の新設を伴う太陽 発電所の変更の工事の事業</p>	<p>出力が三万キロワット以上 四万キロワット未満である 発電設備の新設を伴う太陽 電池発電所の変更の工事の 事業</p>
<p>力が一万キロワット以上で 風力発電所の設置の工事の</p>	<p>出力が七千五百キロワット 以上一万キロワット未満で ある風力発電所の設置の工 事 事業</p>
<p>力が一万キロワット以上で</p>	<p>出力が七千五百キロワット</p>

に改める。

発電設備の新設を伴う風力
 所の変更の工事の事業
 以上一万キロワット未満で
 ある発電設備の新設を伴う
 風力発電所の変更の工事の
 事業

別表第二中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次のように加える。

十六 別表第一の 五の項のワ又は カに該当する対 象事業	発電所の出力 対象事業実施区域の位置	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
---------------------------------------	-----------------------	--

別表第三中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十五の項中「ル又はヲ」を「ワ又はカ」に改め、同項を同表の十六の項とし、同表の十四の項の次に次のように加える。

十五 別表第一の	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
----------	--------	-------------------------

<p>五の項のル又は ヲに該当する対 象事業</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと 。</p>
--	--------------------	--

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

理由

環境影響評価の対象事業として一定規模以上の太陽電池発電所の設置の工事の事業等を追加する等が必要であるからである。